

# 私立学校法における会計監査人監査の導入に対する意見

2022年3月7日  
日本公認会計士協会

学校法人制度改革特別委員会において議論されている「学校法人ガバナンス改革に関する主な論点」のうち私立学校法に基づく会計監査人による監査の導入について、当協会の意見を次のとおり申し上げる。

昨年12月に公表された学校法人ガバナンス改革会議報告書「学校法人ガバナンスの抜本的改革と強化の具体策」で提言されているとおり、計算書類等の会計監査機能を強化するため、私立学校法(以下「私学法」という。)に基づき、一定規模以上の学校法人において会計監査人の監査を義務付けることが必要であると考えます。

## 1. 私学法に基づく会計監査人による監査の必要性

現在、私立学校振興助成法(以下「助成法」という。)に定める一定額以上の補助金の交付を受ける学校法人が作成する計算書類について、公認会計士又は監査法人(以下「公認会計士等」という。)による監査が義務付けられている。この助成法に基づく監査は、学校法人が補助金を支給する行政機関への説明責任を果たすことを主たる目的としている。

他方、私学法に基づいて作成される計算書類等については監事による監査が行われるものの、独立した第三者である公認会計士等による監査は義務付けられていない。

公教育の担い手であって公共性の高い学校法人は、税負担の軽減、補助金受給という面からも、学生、保護者、地域住民などのステークホルダーに対してその経営状況に関する説明責任を負うものと考えられる。このような観点から、学校法人に対して、財政状態と収支の状況に関して説明する重要な手段として計算書類等による財務情報の信頼性が担保されているべきであるという社会的要請も高まっている。

私学法に基づいて作成される計算書類等の信頼性を確保するためには、会計監査人の監査による保証を義務付けることが、社会全体にとっても有益であると考えられる。

## 2. 学校法人における説明責任

現行の助成法においては、一定額以上の補助金の交付の有無で公認会計士等による監査の実施の有無が左右される。例えば、修学支援制度による補助を受けている専修学校又は各種学校のみを設置する学校法人であっても、経常費補助金の交付を受けていないことから、助成法に基づく公認会計士等による監査が実施されていない。また、大規模な学校法人であっても、不祥事等によって補助金が不交付となった場合には、助成法に基づく公認会計士等の監査が実施されないことになる。

昨今の学校法人のガバナンス強化に関する議論では、ステークホルダーへの説明責任を果たすことを学校法人に求めている。この説明責任を学校法人が適切に果たすためには、信頼性の高い

財務情報を提供することが重要である。

学校法人においては、規模が拡大するにつれて社会的な影響が大きくなり、ステークホルダーへの説明責任の重要性が増すと考えられる。したがって、補助金の交付の有無にかかわらず、一定規模以上の学校法人においては私学法に基づく会計監査人による監査の導入が有用であって、計算書類等による財務情報の信頼性を担保することが必要である。

### 3. 監事監査と会計監査人監査との連携の必要性

現行の私学法において、監事の職務は、学校法人の業務を監査すること、学校法人の財産の状況を監査すること及び理事の業務執行の状況を監査することである。

私学法に基づいて監事が行う会計監査と助成法に基づいて公認会計士等が行う監査と、法令上各々が個別に監査を実施することになっている。監事と公認会計士等は実務上適宜連携しているものの、監査の根拠法が異なるため直接的な連携が制度上規定されていない。

会計監査人による監査が私学法に導入されることとなれば両者の連携は法的な根拠を持つこととなる。監事は財産の状況の監査に関して会計監査人監査の内容及びその監査結果について状況を聴取し、これをもって監事が行う財産や収支の状況の監査の一部とすることができ、会計監査人の監査結果を自らの判断において相当と認めることが可能となる。

このように、私学法に基づく会計監査人による監査を導入することによって、監査の重複を排除し、より効果的な監査が可能となる。その結果、学校法人が説明責任を果たすためのより一層のガバナンス強化につながるものと考えられる。

### 4. 私学法に基づく会計監査人による監査を円滑に導入するための手当

私学法に基づく会計監査人による監査を円滑に導入するために、次の点についても手当が必要と考える。

- ① 高品質な監査の実現には十分な監査期間の確保が必要であるため、学校法人の財産目録や貸借対照表等の作成期限を毎会計年度終了後3か月以内とすること。
- ② 現行の助成法に基づく公認会計士等による監査は、行政による補助金の適切な配分を実現するために有用であるから、維持すること。
- ③ 「私学法に基づく監査」と「助成法に基づく監査」が重複しないよう、「助成法」に基づく計算書類等も私学法に基づく計算書類等に取り込むなど、作成と監査を実務上一元化すること。

なお、助成法に基づく公認会計士等による監査を多くの学校法人で実施しているため、一定規模以上の学校法人に会計監査人監査が義務付けられても、学校法人にとって過度な負担増につながらないと考えられる。

以 上